

オンライン利用率向上に係る取組の意見集約結果

番号	意見概要
1	NACCS未導入であった会社のおよそ半数は令和4年度にNACCSを導入済みで、残りの企業にあっても、概ね前向きに検討しているが <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内に有線のインターネット回線が無い(無線だと申請1件に約30分かかり断念) ・在宅勤務のため、NACCSを導入しても操作できない ・NACCSよりFAXの方が利便性が良い ・FAXでの対応が不可なら窓口で提出するといった意見も出ている。
2	港則法に基づく事前通報について、FAX利用廃止後は、通航時間がすぐ決まる等の理由から、電子メールではなく電話を利用する方がより利便性が良い。一方、船名の長い外国船舶の場合、船名を伝える際にスペルの誤りを防ぐ観点から、電子メールも有効。
3	オンライン利用率向上の取り組みについて理解。これまで窓口とFAXで実施してきた許可・届出申請は、電子申請システム(NACCS)による申請に変えていく。
4	NACCS利用については、以下のメリット、デメリットがあると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・メリットとして、関係省庁へ一括処理できる点、入力データが60日間保存されることから、定期的に入港する船舶は、過去データの流用が可能な点がある。 ・デメリットとして、PCの設定が難解であることや、入力データの保存期間が60日しかなく、不定期船では過去データの流用ができない場合等がある。
5	(当庁によるオンライン利用率の向上に係る説明を受けて)今後、NACCS利用を前向きに検討するほか、船舶代理店へも利用を呼び掛ける。
6	入出港届及び危険物荷役許可申請の取り扱いがあり、電子化による事務効率向上をはかりたいところではあるが、NACCS導入に経費がかかることと、現状の紙面申請でも支障は生じていないことから、現在のところオンライン化の予定はない。
7	申請関係について、同一社内でも港内において複数の事業所に分かれておりNACCSを利用していない事業所もある。当事業所は紙面に申請しているところであるが、NACCS導入について事業所内で検討したい。
8	NACCSは費用が掛かるので導入したくない。
9	これまで入出港届について内航船はNACCSを利用していなかったが、来年度からNACCSでの届出に変更することを検討している。
10	電子申請(NACCS)のデジタル証明書を持っているのは、代理店業務を行う担当者の内の数名であることから、デジタル証明を持たない担当者はNACCSを使用できない。 このため、紙での申請も併用したい。